

## 平成 29 年度定例監査

| 意見・要望   | 意見・要望に対する対応  |
|---|--|
| <p>1 市では、業務管理やチェック能力の向上、職員の事務処理能力の向上を図るため、各課共通事務処理に係るチェックリストなど基本的な事務処理における各種ツールの周知徹底や各部局におけるチェック機能の向上を図る研修を行うなど事務処理適正化に向けた取組を実施している。しかしながら、調定書・支出負担行為決議書の作成漏れや契約関係書類の不備など、基本的な事務処理における誤りが多く見受けられるとともに、これまでの監査で指摘してきた事例と同様の誤りが見受けられた。その要因は関係法令等の確認を怠り、前例に倣った事務処理が行われたことや、制度・業務内容の理解不足及び課・グループ内におけるチェック体制が依然として不十分であることによるものといえる。各部局においては、今回の定例監査の結果を受け、事務処理ミスの発生原因を検証・分析するとともに、ミスを未然に防止する方策について再考し、職員一人一人が自らの問題であるという自覚を持って適正な事務執行に取り組まれたい。</p> <p>また、内部統制に関しては、国において平成 29 年 6 月に地方自治法等の一部を改正する法律が公布され、その中で内部統制に関する方針の策定と内部統制評価報告書の作成（指定都市以外の市区町村は努力義務）及び監査制度の充実強化などの改正が行われ、内部統制を前提とした監査基準の指針策定が進められているところである。本市においても今般の内部統制の制度化の趣旨を踏まえ、これまでの内部統制の取組について検証するとともに、課題を整理し、関係部局が連携して、実効性のある内部統制システムの整備に積極的に取り組まれることを望むものである。</p> <p style="text-align: center;">行政改革課ほか</p> | <p>事務処理適正化の取組については、平成 29 年度より、定例監査の指摘事項やチェック強化研修参加者、事務処理適正化検討チームの意見などから、共通事務の処理方法等の合理性の検証や見直しを始めたところであり、事務処理ミスなどについても、過去の指摘事項等に対して講じられた措置状況の確認や職位に応じた役割分担など、各所属におけるチェックの徹底のほか、共通事務の処理方法等の合理性の検証に加え、内部管理部門の取組の効果を確認する仕組みを検討してまいります。</p> <p>また、各種取組を通し、事務処理ミスの発生しにくい環境整備に取り組むとともに、内部統制方針の策定など内部統制の制度化への対応については、事務処理適正化を推進する中で、国や他市の動向を踏まえ、現行の取組や体制を出発点に、本市の状況に合った仕組みについて検討してまいります。</p> |